

## (18) 旅費等規則

理事会は、一般社団法人北信越サッカー協会（以下本地域協会という。）の運営が潤滑に行われるためにこの規則を制定する。

第1条 本旅費規則の適用範囲は、役員、専門委員会委員、司法機関の委員長及び委員、事務局職員ならびに本地域協会の理事会において承認を受けた者とする。

第2条 本規則には、役員及び職員旅費細則及び専門委員会旅費細則を定め、それぞれの目的に応じて適用する。

### 第3条 役員及び職員旅費細則

交通費は、鉄道運賃で支払う。鉄道運賃は普通旅客と特急料金を算出して支払う。

- 1 北信越5県協会の事務所所在地主要駅間の鉄道運賃は以下に定める。
- 2 北信越5県協会間以外及び北信越協会5県内でも上記の事務所所在地主要駅間以外の鉄道運賃並びに特急料金の算出基準は、出発地最寄り駅から目的地最寄り駅を基準とした運賃表による。

移動距離が片道50kmを超える場合は、急行・特急など特別料金を認める。

- 3 社員総会、理事会、常務理事会の往復旅費は本条第1項を適用する。
- 4 司法機関の委員長、事務総長は本規程においては役員と同等の扱いとする。

※新潟発着は上越妙高駅経由で算出

表1	富 山	金 沢	福 井	新 潟
松本 乗車券	4, 070	5, 170	6, 380	4, 850
特急券	5, 020	5, 910	7, 640	5, 600
片 道	9, 090	11, 080	14, 020	10, 450

表2	金 沢	福 井	新 潟
富山 乗車券	990	2, 310	4, 850
特急券	2, 400	3, 260	4, 640
片 道	3, 390	5, 570	9, 490

表3	福 井	新 潟
金沢 乗車券	1, 340	5, 840
特急券	1, 730	4, 640
片 道	3, 070	10, 480

表4	新 潟
福井 乗車券	6, 940
特急券	6, 470
片 道	13, 310

- 5 宿泊を要する場合は、役員、司法機関の委員長、事務総長ならびにそれに準じる者については一泊につき 10, 000 円を支払う。それ以外の者は一泊につき 8, 000 円を支払う。事情によりこの額を超過する場合は、専務理事事前の承認のうえ、領収書をもって実費精算とする。
- 6 日当は役員、規律・裁判委員長、事務総長ならびにそれに準じる者については 1 日 2, 500 円、それ以外の者は 1 日 2, 000 円とし、旅行中の日数に応じて支払う。ただし、移動のみの日数は含めない。
- 7 止むを得ない事情で Web 会議を実施する場合は、90 分程度の会議に対して Web 会議等にかかる環境整備及び経費実費相当額を支払う。役員、規律・裁判委員長、事務総長ならびにそれに準じる者については 1 回 2, 500 円、それ以外の者は 2, 000 円とする。
- 8 専門委員会委員長がその専門委員会事業に参加する際の旅費は、専門委員会旅費細則を適用する。
- 9 北信越 5 県協会内で各県内を移動する際の旅費は、当該県協会の旅費規程に準じて支払う。  
(事務局職員が事務局所在地と同県内移動をする場合の旅費は、当該県協会の旅費規程に準ずる。)

注：2016 年 4 月に設置された事務局は富山県内（富山県滑川市）にあるため、富山県協会の規程に基づく金額を支払うものとする。

#### 第4条 専門委員会旅費細則

交通費は、原則鉄道運賃で居住する住所の最寄り駅から目的地最寄り駅までについて支払う。

- 1 鉄道運賃の算出は以下に定める。
  - 1) 移動距離が片道 50km を超える場合は、急行・特急など特別料金を認める。
  - 2) 鉄道を利用した場合、出発時間・到着時間・帰宅時間に支障をきたすときは、専門委員会の担当委員長の承認をうけ、自家用車を利用することができる。
  - 3) 自家用車で、居住地から居住地県内を移動したときは、各県サッカー協会の旅費規程を適用する。
  - 4) 自家用車で、居住地から居住地県外へ移動した場合は、鉄道運賃に換算して支払う。
- 2 宿泊を要する場合は、一泊につき 8, 000 円を上限として支払う。事情によりこの額を超過する場合は、理由書を事務局に送付し専務理事事前の承認のうえ、領収書をもって実費精算とする。
- 3 日当は 1 日 2, 000 円を上限とし、旅行中の日数に応じて支払う。ただし、移動のみの日数は含めない。
- 4 Web 会議等にかかる環境整備及び経費実費相当額は 1 回 2, 000 円を上限とする。ただし、やむを得ない事情での開催であることと、会議時間は 90 分程度とし、当日のアジェンダ（参加者名記載）を事前に事務局に報告し承認を得る。終了後は会議メモを事務局に提出する。

- 5 専門委員会の各委員会は、本条の上限額以内であれば委員会ごとの旅費基準を設けることができる。

## 第5条 裁定委員会旅費細則

交通費は、原則鉄道運賃で居住する住所の最寄り駅から目的地最寄り駅までについて支払う。

- 1 鉄道運賃の算出は以下に定める。
  - 1) 移動距離が片道 50km を超える場合は、急行・特急など特別料金を認める。
  - 2) 鉄道を利用した場合、出発時間・到着時間・帰宅時間に支障をきたすときは、裁定委員長の承認をうけ、自家用車を利用することができる。
  - 3) 自家用車で、居住地から居住地県内を移動したときは、各県サッカー協会の旅費規程を適用する。
  - 4) 自家用車で、居住地から居住地県外へ移動した場合は、鉄道運賃に換算して支払う。
- 2 宿泊をする場合は、一泊につき 10,000 円を上限として支払う。事情によりこの額を超過する場合は、理由書を事務局に送付し専務理事事前の承認のうえ、領収書をもって実費精算とする。
- 3 謝金は委員会開催に伴う経費として、次の単価に委員会に要した時間を乗じて支払う。

委員長 10,000 円（税込）  
その他の委員 5,000 円（税込）  
ただし、移動に伴う時間は含めない。
- 4 Web 会議等にかかる環境整備及び経費実費相当額は、上記第 3 項の単価とする。  
ただし、やむを得ない事情での開催であることと、当日のアジェンダ（参加者名記載）及び会議メモを事務局に提出する。

## 第6条 変更

この規則の変更は、理事会の決議をもって行う。

付則1 本規則は 2016 年 4 月 1 日より効力を発する。

改正 2017 年 11 月 22 日  
2020 年 13 月 11 日  
2020 年 14 月 11 日  
2022 年 14 月 11 日  
2023 年 12 月 10 日